

## 5. 「屋外広告物の規制」

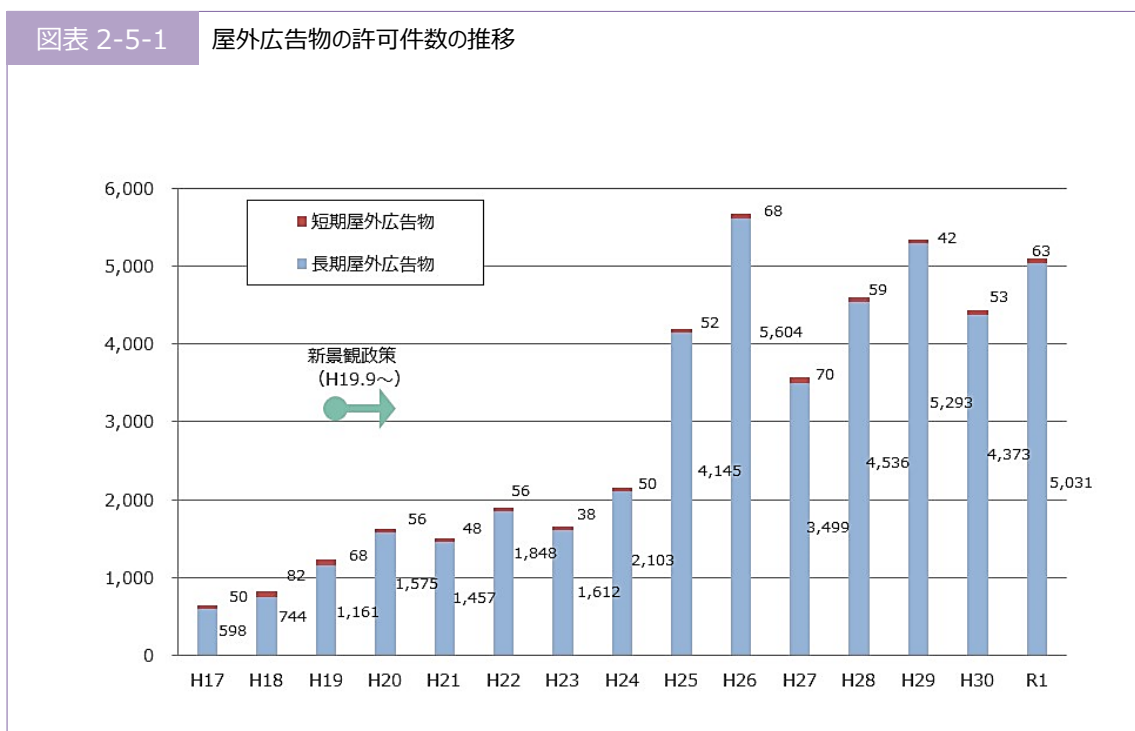
都市の景観は、自然や建築物だけでなく、あらゆる都市活動から生み出されるものであり、屋外広告物もその一つです。

京都市では、京都市屋外広告物等に関する条例に基づき、市内全域で屋外広告物規制区域等を指定し、地域ごとの景観特性に応じた屋外広告物に関する許可基準を定めるとともに、優良な屋外広告物に対する支援制度を設けることで、美しく品格のある都市景観の形成を図っています。

### (1) 屋外広告物の許可件数等の推移

#### ア 許可件数

平成 25 年度から許可件数は大幅な増加

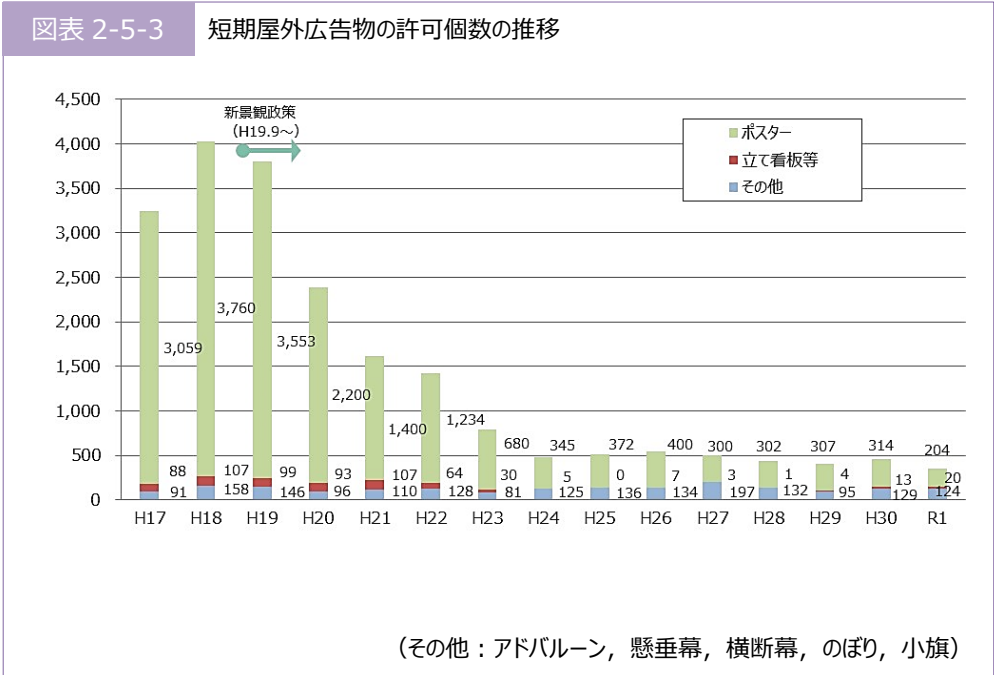
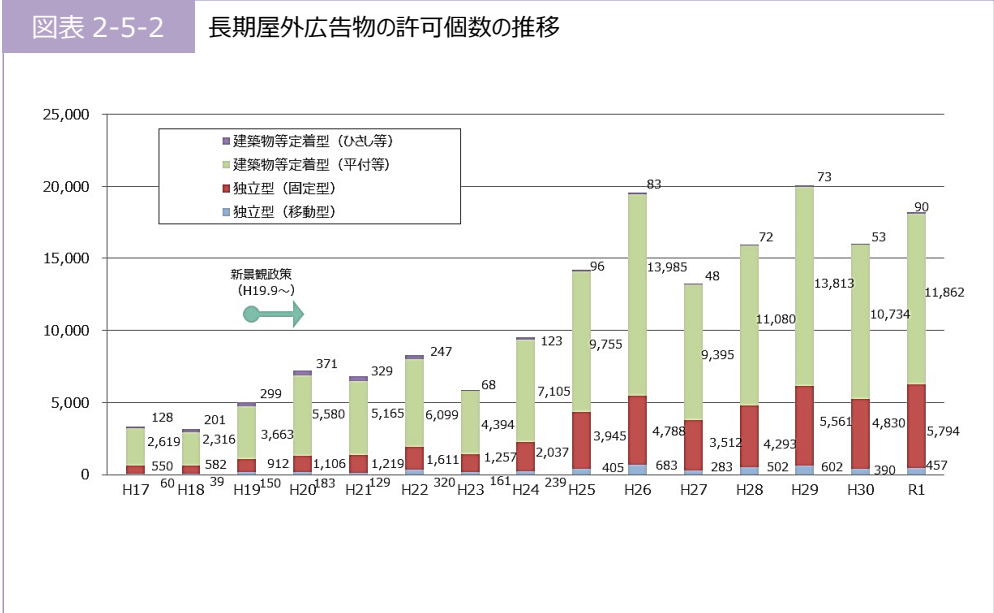


屋外広告物を表示するためには、あらかじめ許可を受けなければなりません。許可には、屋外広告物の種類によってそれぞれ有効期間が定められており、ポスターや立て看板などは3箇月以内（短期屋外広告物）、建築物などに定着させる屋外広告物などは3年以内（長期屋外広告物）となっています。

平成24年度からの屋外広告物対策の抜本的な取組の強化により、平成25年度以降の屋外広告物の許可件数は、それ以前と比べて大幅に増加しています。

イ 許可個数

許可の大半を占めるのは、  
長期屋外広告物では「建築物等定着型」、短期屋外広告物では「ポスター」

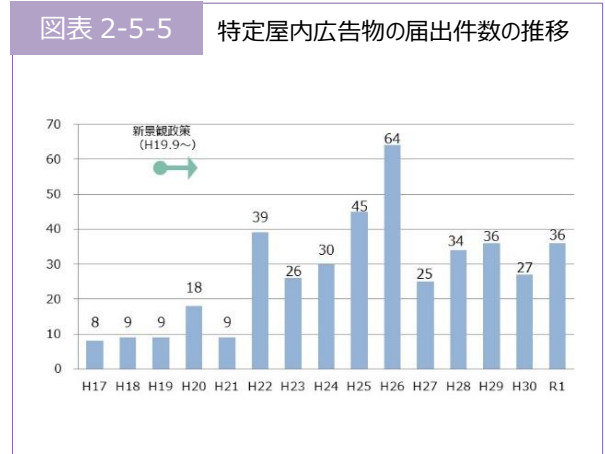
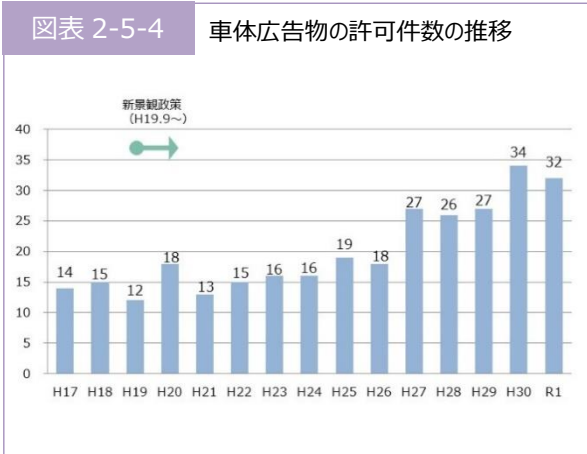


屋外広告物の許可申請では、複数個の屋外広告物をまとめて一度に許可申請されることもあります。許可物件を屋外広告物の個数単位で計上したものが上図です。許可の個数は、長期屋外広告物では、1件当たりの個数が多いポスターが大半を占めています（なお、許可件数では、懸垂幕が大半を占めています。）。

### ウ その他の広告物の許可

その他にも、あらかじめ許可が必要なものとして、市内を走る路線バスや鉄道などの車体に表示する「車体広告物」があります。

また、建築物の窓などの室内側から屋外に向けて表示する「特定屋内広告物」についても、事前に届け出を行っていただくこととなります。



## (2) 屋外広告物の許可事例

京都市では、地域ごとの景観特性に応じて定められた、屋外広告物の「表示位置」や「大きさ」、「色彩」などのきめ細やかな基準に基づいて許可を行っています。許可を受けた事例には、例えば、ドラッグストアやコンビニエンスストア、飲食店や郵便局など、全国で展開しているチェーン店等で見られる標準仕様の広告物のデザインを、京都市の基準に合うものにアレンジしていただいたものがあります。

図表 2-5-6 屋外広告物の許可事例（「京のサイン」から）

(ツルハドラッグ)

(みずほ銀行)

(ラーメン横綱)

(東急ハンズ)

### (3) 屋外広告物対策の抜本的な取組の強化

京都市では、歴史都市・京都のすばらしい景観を将来に引き継ぐため、平成19年9月1日に京都市屋外広告物等に関する条例を改正し施行しました。

平成24年度からは、屋外広告物適正化の取組を抜本的に強化し、7年間の経過措置期間が終了する平成26年8月末までに、市内全域の適正表示に向け、①屋外広告物制度の定着促進、②是正のための指導の強化と支援策の充実、③京都にふさわしい広告物の普及啓発を3本柱として、集中的に取り組みました。

その結果、平成26年9月の条例完全施行時には、8割を超える屋外広告物が条例の趣旨に沿った形で表示いただくことができました。

さらに、残る広告物についても、広告景観の向上を実感していただくため、景観支障の大きな屋外広告物からは是正指導に取り組みました。令和2年3月末時点では、適正表示率は9割を超え、44,000件を超える屋外広告物が適正に表示されるようになりました。

これからも引き続き、違反広告物に対しては、法的措置も視野に入れた是正指導に取り組み、京都にふさわしい広告景観の創出に向け取り組んでいきます。

図表 2-5-7 屋外広告物適正化事例

(適正化前)



(適正化後)



(4) 屋外広告物の助成制度

優良な屋外広告物に対する助成制度の推進

京都市では、京都にふさわしい広告物の普及を促進し、広告景観を更に向上させるため、優良なデザインの屋外広告物やのれん・ちょうちん、地域において洗練された統一感や良質な景観を演出できる商店街などの統一看板や共同看板の設置に対して、補助金を交付しています。

なお、利用した広告物の設置は、平成28年度から令和元年度までの4年間で300件を超えています。

図表 2-5-8 優良屋外広告物補助金交付事例

令和元年度実績



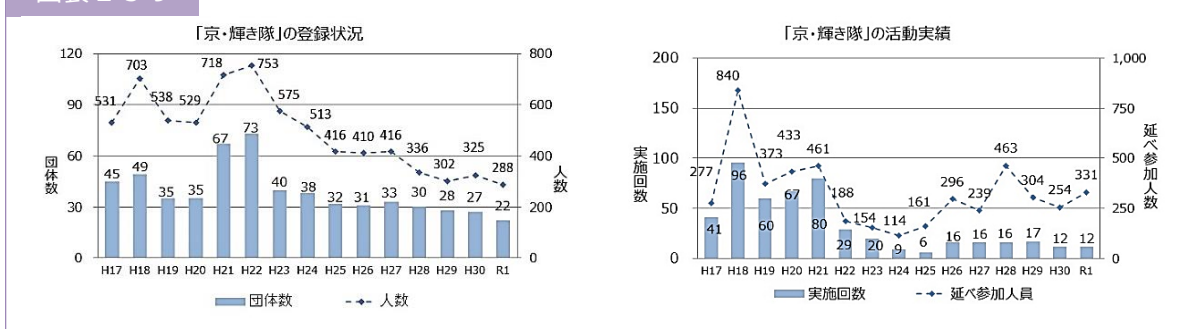
(5) 市民との協働による取組事例

京都の美しい景観を自らの手で守る、市民協働の取組の推進

美しい景観を形成し、守っていくためには、市民の皆様と協力し、共に取り組んでいくことが必要不可欠です。そこで京都市では、京都の美しい景観を自らの手で守っていかうとする市民の皆様を「京（みやこ）・輝き隊」として認定しています。

「京・輝き隊」とは、路上の電柱等に取り付けられたはり紙や立て看板等の違反広告物を自らの手で除却していただくために、市長が持つ違反広告物の除却に関する法的権限を委任した市民共汗サポーターの名称です。この制度により、市民の皆様には違反広告物をなくす活動に御協力いただいています。令和2年3月末現在、288名の方々が「京・輝き隊」に登録されています。

図表 2-5-9 「京・輝き隊」の登録状況及び活動実績の推移



## 6. 「歴史的な町並みの保全・再生」

京都には、伝統的な建造物やそれらが一体となって形成する歴史的な町並みが数多く残っています。これらの町並みは、京都の伝統的な建築様式と生活文化を今に伝えています。

そこで、京都市では、歴史的な町並みや特色ある市街地景観が形成されている地域については、地区を指定し、それぞれの地区ごとに景観特性を守り、活かすための詳細な計画等を定めることで、町並み全体の保全・再生を図っています。また、これらの地区の建造物の修理・修景工事に必要な費用の一部を助成し、町並みの保全・再生に努めています。

さらに、景観形成上重要な建造物については、景観重要建造物などに指定し、その外観の修理・修景工事に必要な費用の一部を助成することで、以後の景観形成の核となるよう保全・再生を図っています。

また、平成29年11月に「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」を制定し、市域に数多く残る京町家を取り巻く状況を把握し、その保全・再生・活用に取り組んでいます。

### (1) 地区指定による歴史的な町並み景観の保全・再生の取組状況

#### ア 地区指定の状況

##### 指定地区ごとの計画・基準に基づいた修理・修景の推進

図表 2-6-1 地区指定の状況

現行制度	年 度											
	S47	S49	S51	S53	S60	S63	H8	H11	H13	H17	H27	R2
伝統的建造物群保存地区	産寧坂特別保全修景地区		産寧坂伝統的建造物群保存地区									
	祇園新橋特別保全修景地区		祇園新橋伝統的建造物群保存地区									
	嵯峨鳥居本伝統的建造物群保存地区											
	上賀茂伝統的建造物群保存地区											
	歴史的景観保全修景地区											
歴史的景観保全修景地区	歴史的景観保全修景地区		祇園元吉		歴史的景観保全修景地区		祇園縄手・新門前		歴史的景観保全修景地区			
	歴史的景観保全修景地区		祇園町南		歴史的景観保全修景地区							
	歴史的景観保全修景地区		上京小川		歴史的景観保全修景地区							
界わい景観整備地区	歴史的界わい景観地区		三條通		歴史的界わい景観地区		三條通界わい景観整備地区					
	歴史的界わい景観地区		上賀茂		上賀茂郷界わい景観整備地区							
	歴史的界わい景観地区		伏見南浜界わい景観整備地区									
	歴史的界わい景観地区		千両ヶ辻		界わい景観整備地区							
	歴史的界わい景観地区		上京北野		界わい景観整備地区							
	歴史的界わい景観地区		西京椋原		界わい景観整備地区							
	歴史的界わい景観地区		本願寺・東寺		界わい景観整備地区							
	歴史的界わい景観地区		先斗町		界わい景観整備地区							

京都市では、歴史的な町並み景観を保全・再生するため、文化財保護法に基づく伝統的建造物群保存地区（4地区を指定）、京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的景観保全修景地区（3地区を指定）及び界わい景観整備地区（8地区を指定）の制度を活用し、指定地区ごとに策定した計画や基準に基づいた修理・修景を求めています。

## イ 指定地区内の町並みの様子

### 歴史的な町並みの保全・再生状況を継続的にチェック

各指定地区内の歴史的な町並み景観の保全・再生状況について、それぞれの地区内の町並みを定点観測することにより把握していきます。

図表 2-6-2 各指定地区内の保全・再生の状況

#### ■ 伝統的建造物群保存地区

嵯峨鳥居本伝統的建造物群保存地区

(平成 11 年)



(令和 2 年 8 月)



上賀茂伝統的建造物群保存地区

(平成 13 年)



(令和 2 年 8 月)



祇園新橋伝統的建造物群保存地区

(昭和 50 年)



(令和 2 年 8 月)



産寧坂伝統的建造物群保存地区

(昭和40年代頃)



(令和2年8月)



■ 歴史的景観保全修景地区

祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区

(平成10年)



(令和2年8月)



祇園町南歴史的景観保全修景地区

(平成11年)



(令和2年8月)



上京小川歴史的景観保全修景地区

(平成4年)



(令和2年8月)





■ 界わい景観整備地区

本願寺・東寺界わい景観整備地区

(平成16年)



(令和2年8月)



上賀茂郷界わい景観整備地区

(平成9年)



(令和2年8月)

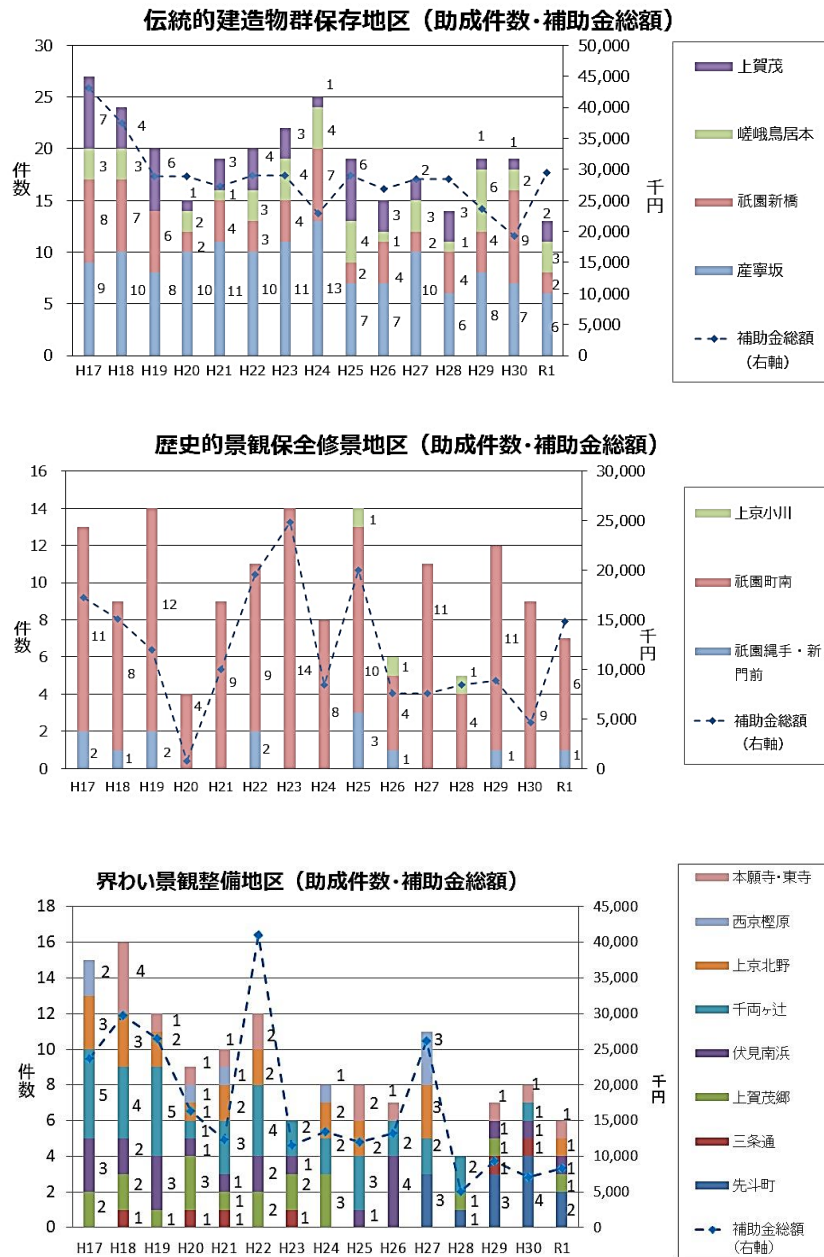


ウ 助成制度の活用状況

歴史的な町並み景観の保全に寄与する修理・修景に対して積極的に助成

指定地区内の歴史的な町並み景観の保全に必要な外観に係る修理・修景に対して、その費用の一部を補助しています。補助金額の上限は、地区や対象物件により異なりますが、例えば伝統的建造物群保存地区の「伝統的建造物」については、600万円を上限に、外観の修理・修景に必要な費用の4/5以下を補助しています。

図表 2-6-3 各指定地区内における修理・修景に対する助成件数・補助金総額の推移



## 工 助成制度の活用による修理・修景の事例

図表 2-6-4 助成制度の活用による修理・修景の事例

### 祇園縄手・新門前 歴史的景観保全修景地区の事例



・地区の景観特性に合った修景を行いました。

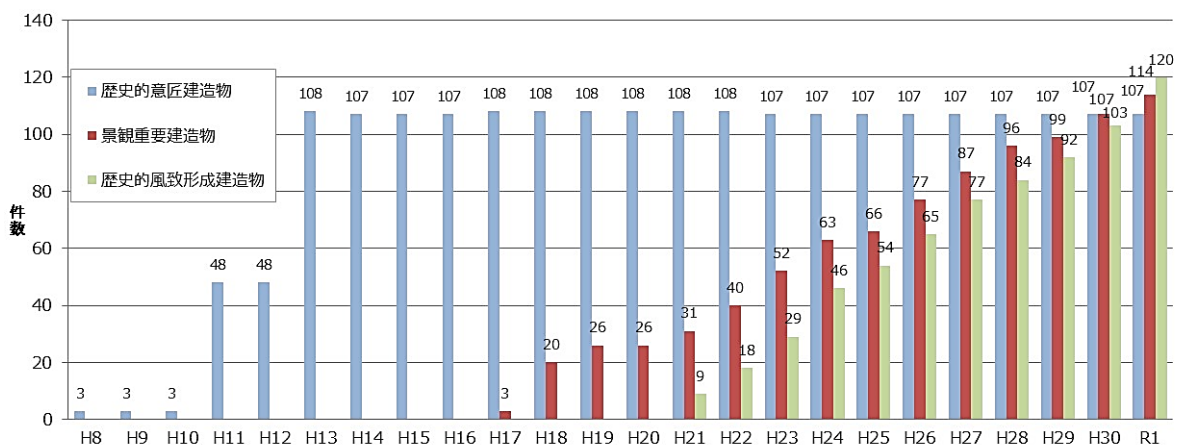
## (2) 建造物単体指定による歴史的町並み景観の保全・再生の取組状況

### ア 建造物単体の指定状況

地域景観を形成するうえで重要な要素となる歴史的な建造物を着実に指定

令和元年度までの建造物単体の指定件数は、歴史的風致形成建造物は120件、景観重要建造物は114件、歴史的意匠建造物は107件となっています。

図表 2-6-5 建造物単体の指定件数の推移(累積)



※ 複数の指定制度により重複して指定を受けているものは各々の件数として計上しています。

京都市では、様々な制度を活用しながら、地域の景観形成上重要な歴史的な建造物などを指定して、これらの建造物を核とした景観の保全・再生に取り組んでいます。

平成26年度からは、京町家等に加え、新たに寺社や近代建築物等について、景観重要建造物等への指定を実施しています。

図表 2-6-6 制度の特徴

	制度の特徴
景観重要建造物 (景観法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の自然、歴史、文化等から見て、景観上特徴的な外観を有する建造物のうち、良好な景観の形成に重要な建造物を指定</li> <li>・対象区域は景観計画区域</li> </ul>
歴史的風致形成建造物 (歴史まちづくり法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京都固有の歴史や伝統を反映した人々の活動や営みを今も伝える町並みを形成する歴史的な建造物のうち、その町並みの維持・向上に重要な建造物を指定</li> <li>・対象区域は歴史的風致維持向上計画における重点区域</li> </ul>
歴史的意匠建造物 (京都市市街地景観整備条例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的な意匠を有し、地域の景観のシンボリックな役割を果たしている建造物を指定</li> </ul>

### イ 指定建造物の事例

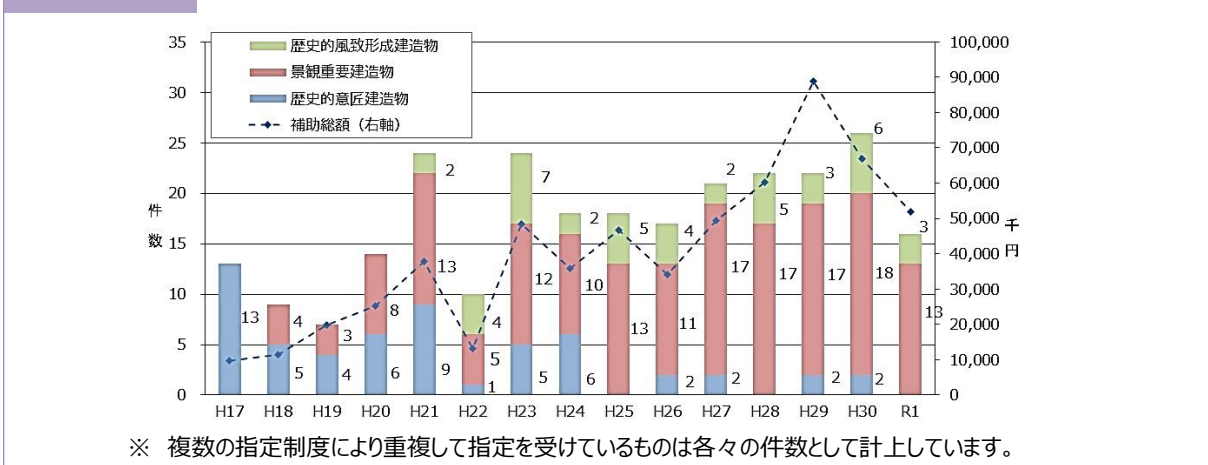
図表 2-6-7 指定建造物の事例(景観重要建造物)



### ウ 助成制度の活用状況

指定建造物の歴史的な様式を保全するための修理・修景に対して積極的に助成

図表 2-6-8 指定建造物の修理・修景に対する助成件数・補助金総額の推移



指定された建造物については、その所有者に対して建造物の保全措置等に関する制約や負担が生じることから、その建造物の歴史的な様式を保全するために必要な外観に係る修理・修景に対して、その費用の一部を補助しています。

補助金の上限額や補助対象は、制度ごとに以下のとおりとなっています。平成26年度には、景観重要建造物の修理・修景工事に対する補助金上限額を600万円から1,000万円に増額しています。

図表 2-6-9 補助金の内訳

	補助率	補助金 上限額	対象範囲
景観重要建造物	修理・修景費用の 2/3 以下	1000 万円	外観の修理・修景及び外観の保持に必要な構造補強等
歴史的風致形成建造物	修理・修景費用の 1/2 以下	300 万円	
歴史的意匠建造物	修理・修景費用の 1/2 以下	400 万円	外観のうち、道路その他の公共の場所から見える部分の修理・修景

## 工 助成制度の活用による修理・修景の事例

図表 2-6-10 助成制度の活用による修理・修景の事例

景観重要建造物 奥田邸

(修理前)



(修理後)



・屋根を修理しました。

### (3) 市民との協働による取組事例

東山区の元吉町町内会では、火災発生時の初期消火用として、「京都市祇園新橋伝統的建造物群保存地区」内に、小型消火栓を設置しています。

今回、同町内会が、当該消火栓のホース格納庫及び、電気メーターの修景事業を実施されるにあたり、「令和元年度京都市伝統的建造物群保存地区補助金」が活用されました。

図表 2-6-11 町内会による消火栓の修景の補助



## 7. 公共施設に関する様々な取組

### (1) 近年の公共建築物の建築デザイン

#### デザイン基準を活かした公共建築物による良好な町並み景観，地域の個性の形成

京都市では、「京都市公共建築デザイン指針（平成12年3月策定）」において公共建築の役割の一つとして、「次世代に向けての『模範』としての役割」を位置付けており，模範的・先導的に良好な町並み景観や地域の個性を形成することを目指しています。

図表 2-7-1 デザイン基準を活かした公共建築物の事例（令和元年度竣工）

#### 京都市宝が池公園運動施設体育館



#### 外観デザインのポイント

北山通り，松ヶ崎街道からの「妙」を望む景観に配慮し，体育館アリーナ部を地階に設けることで高さを抑える計画とした。

屋根構造を最大限薄くすることで，十分な天井高を確保しつつ，屋根高さを抑え，周囲の山並みと呼応する3寸勾配の低く穏やかな屋根としている。東西面の外壁は，下部にみやこ杉木（市内産木材）を使い落ち着いた印象にし，上部にカーテンウォールを設けることで，大屋根が緑の中に浮かび上がるイメージとしている。

#### 深草墓園集会室棟



#### 外観デザインのポイント

アプローチ部分に屋根をかけ，ベンチを設けることで，待合的な要素をもたせた。また，みやこ杉木（市内産木材）を使用した柱，梁，待合ベンチ壁を見せるなど，木の温かみをアピール。特定の宗教を問わず利用される墓園であるため，平瓦（いぶし）やアクセントになる建具を採用するなど，風致地区でありながら和になりすぎない外観とした。

(2) 無電柱化の推進

歴史的な町並みなどでの無電柱化を着実に推進

京都市では、景観の保全・再生を推進する主要な地域や幹線道路において、無電柱化を行っています。令和元年度までに、約61キロメートルの整備が完了しました。

図表 2-7-2 無電柱化事業の事例

小川通 (工事：平成24年度～平成29年度 電柱撤去：平成28年度)

(整備前)



(整備後)



先斗町 (工事：平成28年度～令和3年度 電柱撤去予定：令和3年度※)

(整備前)



(整備後)



※先斗町公園以北は令和元年度完成・電柱撤去

また、更なる無電柱化の推進に向け、長期的な整備方針となる「今後の無電柱化の進め方」を平成30年12月に策定し、今後概ね10年間で整備を目指す道路（具体的な線路）を示した「実施計画」を平成31年3月に策定しました。

図表 2-7-3 「今後の無電柱化の進め方」

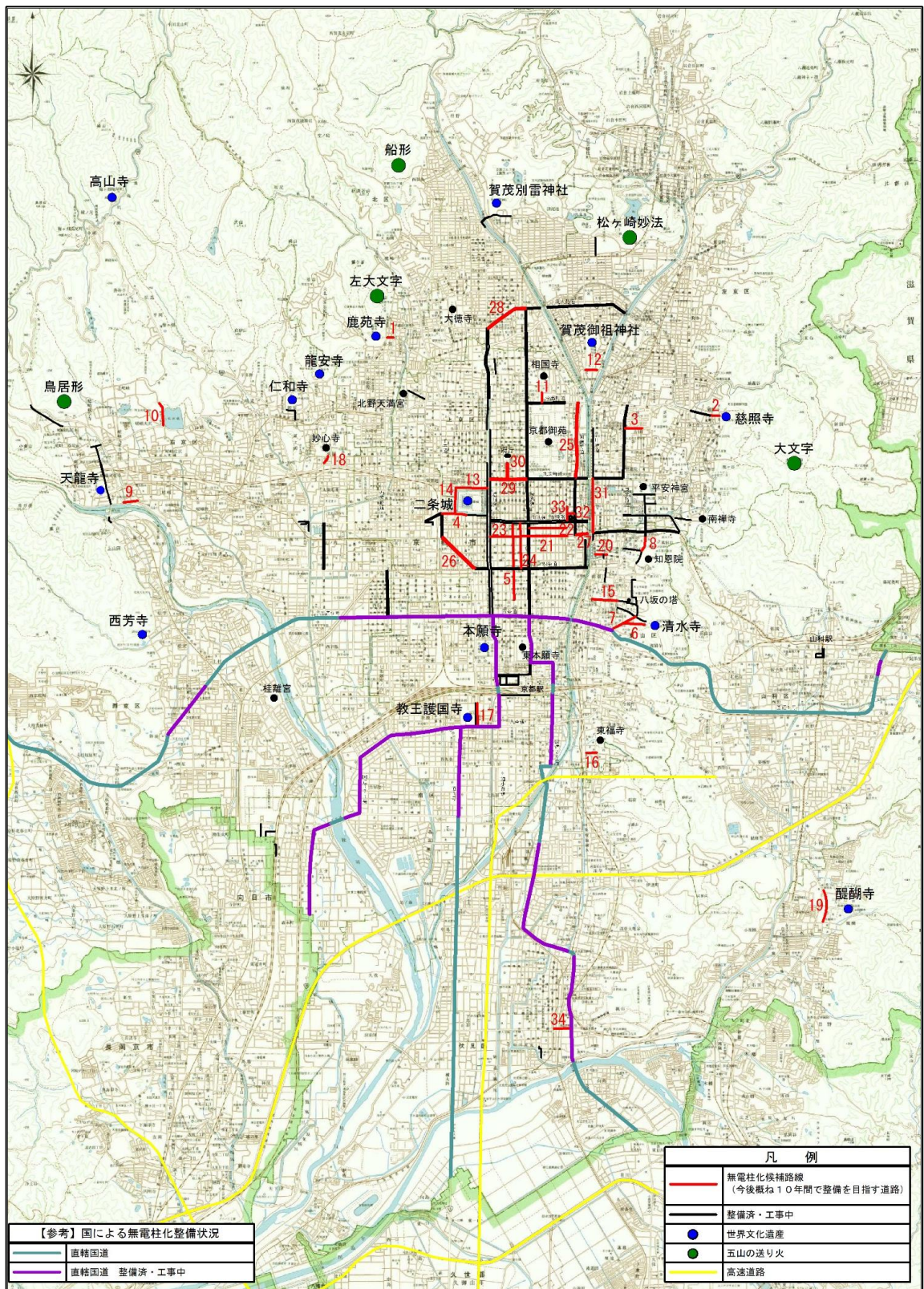




図表 2-7-4 今後概ね10年間で整備を目指す道路（一覧表：平成31年3月）

番号	分類	行政区	道路種別	路線名	起 点	終 点	道路延長 (m)	整備延長 (m)	第6期計画	早期着手道路
1	景観の保全・再生	北区	主要市道	衣笠宇多野線	西大路通	金閣寺	110	110	○	
2		左京区	一般府道	銀閣寺宇多野線(銀閣寺道)	銀閣寺橋	銀閣寺	200	200	○	○
3		左京区	一般市道	東一条通	東大路通	吉田神社	300	300	○	
4		中京区	主要府道	二条停車場東山三条線(押小路通)	神泉苑通	千本通	430	430	○	
5		中京区 下京区	一般市道	新町通	御池通	松原通	1,300	1,300	○	
6		東山区	一般市道	清水通(茶わん坂)	清水寺	五条坂	400	400	○	○
7		東山区	一般市道	五条通(五条坂)	松原通	東大路通	420	420	○	
8		東山区	一般市道	神宮道	粟田緯10号線	華頂道	260	260	○	
9		右京区	一般府道	二条停車場嵐山線(蘇原堤)	蘇原堤三条	嵐山高架道路	230	230	○	
10		右京区	一般市道	嵯峨経37号線	広沢池西側		460	460	○	
11		上京区	一般市道	室町十経6号線	相国寺	今出川通	160	160		
12		左京区	主要府道	下鴨大津線(御蔭通)	下鴨神社南側		190	190		
13		中京区	一般市道	竹屋町通	美福通	堀川通	560	560		
14		中京区	一般市道	美福通	竹屋町通	押小路通	420	420		
15		東山区	一般市道	八坂通	東大路通	大和大路通	460	460		○
16		東山区	一般市道	一橋緯22号線	東福寺南側		230	230		
17		南区	一般府道	七条大宮四ツ塚線(大宮通)	東寺東側(東側歩道)		270	270		
18		右京区	一般府道	花園停車場大將軍線	妙心寺道	丸太町通	130	260		
19		伏見区	一般市道	醍醐経134号線(旧奈良街道)	主要府道大津宇治線	醍醐大津線	540	540		
20		東山区	一般市道	新橋通	花見小路	大和大路通	200	200		○
21		中京区	一般市道	三条通	寺町通	新町通	960	960		○
22		中京区	一般市道	姉小路通	寺町通	烏丸通	640	640		
23		中京区	一般市道	三条通	新町通	堀川通	410	410		
24		中京区	一般市道	室町通	御池通	四条通	690	690		
<b>景観の保全・再生(24路線) 合計</b>							<b>9,970</b>	<b>10,100</b>		
25	防 災	上京区	主要府道	下鴨京都停車場線(河原町通)	今出川通	丸太町通	1,180	2,230	○	○
26		中京区	一般市道	後院通	千本三条	四条大宮	770	1,540	○	○
27		中京区	一般市道	三条通(三条小橋)	三条大橋	河原町通	200	400	○	○
再掲		中京区	主要府道	二条停車場東山三条線(押小路通)	神泉苑通	千本通	430	430	○	
28		北区	主要市道	京都環状線(北大路通)	烏丸通	堀川通	800	1,600		
29		上京区	主要市道	鹿ヶ谷嵐山線(丸太町通)	烏丸通	堀川通	650	1,300		
30		上京区	一般市道	釜座通	京都府庁(下立売通)	丸太町通	260	260		
31		左京区	一般市道	川端通	丸太町通	三条通	910	910		
32		中京区	一般市道	押小路通	河原町通	寺町通	140	140		○
33		中京区	一般市道	寺町通	二条通	御池通	200	200		
再掲		中京区	一般市道	竹屋町通	美福通	京都広河原美山線	560	560		
再掲		中京区	一般市道	美福通	竹屋町通	押小路通	420	420		
<b>防災(12路線) 合計</b>							<b>6,520</b>	<b>9,990</b>		
<b>【再掲除く】9路線 合計</b>							<b>5,110</b>	<b>8,580</b>		
再掲	安全・円滑な交通 確保	中京区	一般市道	後院通	千本三条	四条大宮	770	1,540	○	○
34		伏見区	主要府道	伏見柳谷高槻線(大手筋)	京阪伏見桃山駅	国道24号	300	600		○
<b>安全・円滑な交通確保(2路線) 合計</b>							<b>1,070</b>	<b>2,140</b>		
<b>【再掲除く】1路線 合計</b>							<b>300</b>	<b>600</b>		
<b>全34路線 合計</b>							<b>15,380</b>	<b>19,280</b>		

図表 2-7-5 今後概ね 10 年間で整備を目指す道路（箇所図）



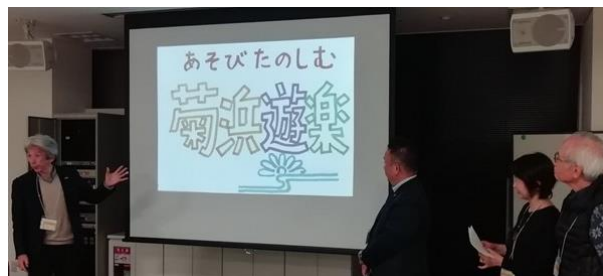
## 8. 景観政策の推進に向けた様々な取組

### (1) 「京都景観ゼミナール」の開講

景観まちづくりの担い手など対象に、「景観まちづくり」に関する基礎知識や、景観を見たり考えたりするポイントなどを体験的に学ぶことができる連続講座を開講し、景観づくりに取り組む方の育成を目指しています。

図表 2-8-1 令和元年度 京都景観ゼミナール

日程	内容
第1回 10/3 (木) 19:00~21:00	『そもそも「景観」って何なのかな?』
第2回 10/18 (金) 19:00~21:00	『景観はどのように見たらいいのかな?』
第3回 11/10 (日) 13:00~17:00	『景観視点でまちを探索しよう!』
第4回 11/15 (金) 19:00~21:00	『景観視点でまちを診断しよう!』
第5回 11/29 (金) 19:00~21:00	『まちの将来像を描こう!』
第6回 12/13 (金) 19:00~21:00	『広がる、広げる景観まちづくり』



#### 令和元年度 グループワークと最終発表会

##### ○ 京都景観ゼミナールの実施状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
受講者数	23名	14名	—	17名	18名
修了者数※	16名	7名	—	7名	12名

※全6回の講座の内、5回以上受講いただいた方には修了証をお渡しています。

※平成28年度までは「地域景観づくり講座」として実施しました。

※平成29年度は新景観政策10周年記念事業として、連続講座を実施しました。

## (2) 「京の景観ガイドライン」

「京の景観ガイドライン」は、景観政策で実施している建築物や屋外広告物に関する規制等を分かりやすく示した手引書としてまとめたものです。内容は「建築物の高さ編」、「建築デザイン編」、「眺望景観編」、「広告物編」で構成しており、それぞれのデザイン基準や手続について事例を交えて解説しています。

図表 2-8-2 「京の景観ガイドライン」

【建築物の高さ編】 (平成 25 年 3 月新規作成)	【建築デザイン編】 (令和 2 年 4 月改訂, 平成 21 年 3 月初版公開)	【眺望景観編】 (平成 30 年 9 月新規作成)	【広告物編】 (令和 2 年 4 月改訂, 平成 21 年 3 月初版公開)
			

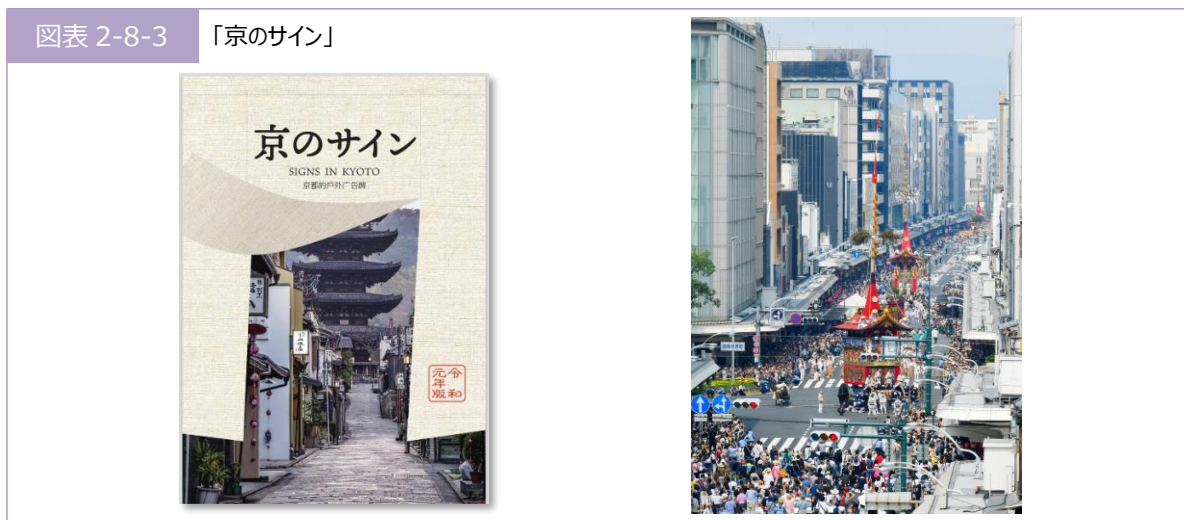
※京の景観ガイドラインは本市HPからもダウンロードが可能です。  
(<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000146248.html>)

## (3) 「京のサイン」の改訂

平成 24 年度からの抜本的な取組の強化の成果や全国に展開されている企業の京都仕様のサインなどの屋外広告物の代表事例を掲載したリーフレット「京のサイン」を令和元年 5 月に発行しました。

今回の発行は、平成 28 年 4 月に発行された「京のサイン増補版」を改訂したものです。

図表 2-8-3 「京のサイン」



(4) 京都市屋外広告物印象評価等アンケートの実施（平成27年10月～11月実施）

平成26年9月、京都市屋外広告物等に関する条例が完全施行され、条例施行までの適正化の取組により、本市の広告景観が大きく変化しました。この効果を検証するとともに、今後の課題を分析・整理し、更なる良好な広告景観の創出に活用するため、京都市民や本市を訪れる日本人・外国人観光客に対し、アンケートを実施しました。

＜アンケート結果等＞

① 本市屋外広告物の規制についての評価

図表 2-8-4 アンケート結果（本市屋外広告物の規制についての評価）	
<p>母数=871</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ とてもよい</li> <li>■ よい</li> <li>■ どちらとも言えない</li> <li>■ よくない</li> <li>■ とてもよくない</li> <li>■ わからない</li> <li>■ 無回答</li> </ul>	<p>＜主要調査・京都市民＞</p> <p>「とてもよい」、「よい」と答えた回答者は全体の67%、「とてもよくない」、「よくない」は6%であった。</p>
<p>母数=285</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ とてもよい</li> <li>■ よい</li> <li>■ どちらとも言えない</li> <li>■ よくない</li> <li>■ とてもよくない</li> <li>■ わからない</li> <li>■ 無回答</li> </ul>	<p>＜補助調査・日本人観光客＞</p> <p>「とてもよい」「よい」と答えた回答者は全体の70%であり、「とてもよくない」「よくない」は3%で、「どちらとも言えない」20%、「わからない」は4%であった。</p>
<p>母数=144</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ とてもよい</li> <li>■ よい</li> <li>■ どちらとも言えない</li> <li>■ よくない</li> <li>■ とてもよくない</li> <li>■ わからない</li> <li>■ 無回答</li> </ul>	<p>＜補助調査・外国人観光客＞</p> <p>「とてもよい」「よい」と答えた回答者は全体の51%であり、「とてもよくない」「よくない」は8%、「どちらとも言えない」は24%、「わからない」は14%であった。</p>

② 適正化前後のイメージの写真を比較して「京都の景観にふさわしいか」の印象の評価

図表 2-8-5 アンケート結果（適正化前後のイメージの写真を比較して「京都の景観にふさわしいか」の印象の評価）

屋上広告物の評価	屋上広告物がない方が評価が高く（京都の景観にふさわしい）、屋上広告物を禁止したことに対して一定市民の賛同が得られていると考えられます。
通りの景観の評価	四条通、河原町通の景観は適正化後の評価が高く、本市の取組が評価されていると考えられます。
大きさの評価	広告物の大きさは、壁面看板や文字看板などいずれも大きいものより小さいものの方が評価が高く、京都の景観にふさわしいと評価されています。
色彩の評価	広告物の形状に関わらず、赤よりも白を主要色とした広告物の方が市民の評価が高い結果となりました。
和風の素材の評価	和風の素材を用いた広告物への評価が高かったことから、和風の素材は、京都にふさわしい印象形成に有効であるとの結果となりました。
車体広告の評価	部分広告のラッピングバスよりも全面広告のラッピングバスの方が評価が高くなりました。

また、地域によって規制の内容が異なることや、地域の持つイメージが広告物の印象に影響を与えることがあるため、対象となる屋外広告物が設置されているエリアを「商業集積地（駅周辺、繁華街等）」、「準商業集積地（町家等）」、「歴史的街区（上賀茂、産寧坂、祇園新橋等）」、「郊外幹線道路（国道等）」の4つに分類して調査を行いました。いずれのエリアにおいても「屋外広告物のない方が評価が高い」「看板が小さい方が評価が高い」「赤よりも白を主要色とした方が評価が高い」という結果が得られました。

図表 2-8-6 通りの景観の評価（※）結果

**四条通高倉から東方向**



平均点 2.62



平均点 3.31

**四条河原町南側**



平均点 1.82



平均点 3.32

※写真の印象の評価は5段階として5点～1点に点数化した。

点数	評価
5	ふさわしい
4	ややふさわしい
3	どちらでもない
2	ややふさわしくない
1	ふさわしくない

(5) 「新景観政策の更なる進化」に向けた都市計画の見直し

平成19年から実施している「新景観政策」の更なる進化を検討するため、平成30年度に有識者等による「新景観政策の更なる進化検討委員会」を設置し、平成31年4月に同委員会から「答申」が提出されました。

その後、令和元年度に、市民意見募集や関係条例の改正、都市計画の変更手続等を行い、地域の特性に応じたきめ細やかな景観形成を図るため、建築物の景観に関する規制の見直しを行いました。また、「地域のまちづくりの推進と特例制度の活用」について、令和元年度に検討の方向性について市民意見を募集し、検討を進めてきました。

＜地域の特性に応じたきめ細やかな景観形成＞

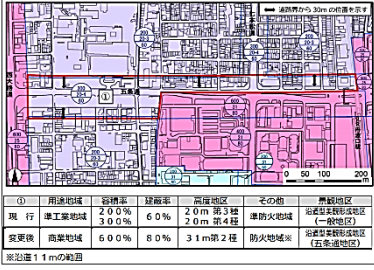


- 1) 五条通沿道（JR丹波口駅～西大路通）の高さ規制及び景観規制の見直し ※1
- 2) 歴史遺産型美観地区（一般地区）における適切な勾配屋根の誘導 ※1
- 3) 幹線道路沿道の地域特性を踏まえたデザイン基準の見直し ※1
- 4) 両側町の「通り景観」に配慮した景観地区の見直し ※2
- 5) 室外機等の設備機器に関するデザイン基準の見直し ※2

- ※1 施行日 令和元年12月6日
- ※2 施行日 令和2年4月1日

＜地域のまちづくりの推進と特例制度の活用＞

令和2年度には、令和元年6月～7月の市民意見募集を踏まえて、具体的な施策案をとりまとめ、京都の景観の守るべき骨格を堅持しながら、京都を小さなまちの集合体として捉え、地域ごとのビジョンや特性に応じたまちづくりを展開し、地域の魅力を高めていく。そして、個性豊かな地域がネットワーク化した、全体として魅力的な京都の景観を形成する。そうしたまちづくりを推進するため、「新景観政策の更なる進化」を進めています。

**図表 2-8-7 地域の特性に応じたきめ細やかな景観形成**

<p><b>1 五条通沿道（JR丹波口駅～西大路通）の高さ規制及び景観規制の見直し</b> 令和元年12月6日施行</p> <p>五条通沿道（JR丹波口駅～西大路通）では、用途地域等の見直しと合わせて、高さ規制を、見直し、敷地面積や壁面積に際する一定の要件を満たす事務所又は研究施設等については、31mの高さまで建築できることとしています。</p> <p>更に「沿道型美観形成地区」の「五条通地区」として、高さが20mを超える建築物については、五条通に面して実行委員会と調和した魅力ある景観の形成を図るよう、種々の基準を設けました。</p> <p><b>＜高度地区の概要＞</b> 次の要件全てを満たす建築物は31m、その他の建築物は20mを建築物の高さの最高限度とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地面積1,000㎡以上</li> <li>・道路境界から2m、隣地境界から1mの壁面後退</li> </ul> <p>・a, bのいずれかの建築物              a 芸術性や学術施設              b aの機能性を高める利便施設（店舗、飲食店、保育所等）を併設した建築物（aの用途に供する部分の床面積の合計が2分の1以上のものに限る。）</p>  <table border="1" data-bbox="263 1792 638 1881"> <thead> <tr> <th>①</th> <th>用途地域</th> <th>容積率</th> <th>建ぺい率</th> <th>高度地区</th> <th>その他</th> <th>景観地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>工業専用地域</td> <td>2.0%</td> <td>6.0%</td> <td>2.0m 第3種 2.0m 第4種</td> <td>準防火地域</td> <td>歴史遺産型美観地区（一般地区）</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>商業地域</td> <td>6.0%</td> <td>8.0%</td> <td>3.1m 第2種</td> <td>防火地域※</td> <td>沿道型美観形成地区（五条通地区）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※沿道幅11mの範囲</p>	①	用途地域	容積率	建ぺい率	高度地区	その他	景観地区	現行	工業専用地域	2.0%	6.0%	2.0m 第3種 2.0m 第4種	準防火地域	歴史遺産型美観地区（一般地区）	変更後	商業地域	6.0%	8.0%	3.1m 第2種	防火地域※	沿道型美観形成地区（五条通地区）	<p><b>2 歴史遺産型美観地区（一般地区）における適切な勾配屋根の誘導</b> 令和元年12月6日施行</p> <p>箇所、二条城、本願寺、平等寺等の周辺の市街地に指定している歴史遺産型美観地区（一般地区）内の12m及び15m高度地区において、建築物の規模等にに応じた適切な勾配屋根による良好な景観へと誘導するため、認定制度を設けました。</p> <p>屋根形状も含めてデザインが整っていると認められる建築物については、3mを限度に勾配屋根の一部が高さ規制を超えることを認めることとしておりますが、この認定制度の適用を受けようとする場合は、事前協議を行っていただくこととなります。詳しくは、担当窓口に御相談ください。</p> <p><b>3 幹線道路沿道の地域特性を踏まえたデザイン基準の見直し</b> 令和元年12月6日施行</p> <p>美観地区内での下表の幹線道路の沿道では、幹線道路付近の歴史的資産や周辺の景観に配慮し、かつ、幹線道路にふさわしい良好な沿道景観を形成するため、建築物の軒先の設置や、外壁等の後退に関する基準を一部適用しない、ただし書き規定を設けました。</p> <p>このただし書き規定の適用を受けようとする場合は、事前協議を行っていただくこととなります。詳しくは、担当窓口に御相談ください。</p> <p>※対象となる幹線道路沿道</p> <table border="1" data-bbox="638 1657 1021 1881"> <thead> <tr> <th>歴史遺産型美観地区（一般地区）</th> <th>沿道型美観地区（一般地区）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河原町通、烏丸通、堀川通、今出川通、丸太町通、新小橋通（堀川通以西に限る）、南太町通（堀川通以西に限る）、九条通</td> <td>川端通</td> </tr> </tbody> </table> 	歴史遺産型美観地区（一般地区）	沿道型美観地区（一般地区）	河原町通、烏丸通、堀川通、今出川通、丸太町通、新小橋通（堀川通以西に限る）、南太町通（堀川通以西に限る）、九条通	川端通	<p><b>4 両側町の「通り景観」に配慮した景観地区の見直し</b> 令和2年4月施行予定</p> <p>道路を挟んで両側町内に、デザイン基準が異なる地域では、両側町の「通り景観」に配慮し、道の両側に同一の景観基準が適用されるよう、景観地区指定を見直ししました。</p> <table border="1" data-bbox="1021 1388 1412 1635"> <thead> <tr> <th>見直し箇所</th> <th>見直し</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 百重町通の東側の道路界から10m（法皇親王通～丸太町通）</td> <td>「沿道型美観形成地区」から「両側町景観形成地区」に変更</td> </tr> <tr> <td>② 百重町通の東側の道路界から10m（西金吾～三条通）</td> <td>「沿道型美観形成地区」から「両側町景観形成地区」に変更</td> </tr> <tr> <td>③ 新堀町通の西側の道路界から10m（西金吾～五条通）</td> <td>「沿道型美観形成地区」から「両側町景観形成地区」に変更</td> </tr> <tr> <td>④ 新堀町通の西側の道路界から10m（竹屋町通～源徳通）</td> <td>「沿道型美観形成地区」から「両側町景観形成地区」に変更</td> </tr> <tr> <td>⑤ 新堀町通の東側の道路界から10m（丸太町通～二条通）</td> <td>「沿道型美観形成地区」から「両側町景観形成地区」に変更</td> </tr> <tr> <td>⑥ 西木町通の西側の道路界から10m（錦小路補付道～方有寺通）</td> <td>「沿道型美観形成地区」から「両側町景観形成地区」に変更</td> </tr> </tbody> </table> <p>※詳しい位置は、担当窓口に御相談ください。</p> <p><b>5 室外機等の設備機器に関するデザイン基準の見直し</b> 令和2年4月施行予定</p> <p>景観地区（美観地区及び美観形成地区）において、道路等から隣地に見えるエアコン室外機等の設備機器についても、格子の設置や色彩を建築物と合わせる等、景観へ配慮していただくようデザイン基準を見直します。</p> 	見直し箇所	見直し	① 百重町通の東側の道路界から10m（法皇親王通～丸太町通）	「沿道型美観形成地区」から「両側町景観形成地区」に変更	② 百重町通の東側の道路界から10m（西金吾～三条通）	「沿道型美観形成地区」から「両側町景観形成地区」に変更	③ 新堀町通の西側の道路界から10m（西金吾～五条通）	「沿道型美観形成地区」から「両側町景観形成地区」に変更	④ 新堀町通の西側の道路界から10m（竹屋町通～源徳通）	「沿道型美観形成地区」から「両側町景観形成地区」に変更	⑤ 新堀町通の東側の道路界から10m（丸太町通～二条通）	「沿道型美観形成地区」から「両側町景観形成地区」に変更	⑥ 西木町通の西側の道路界から10m（錦小路補付道～方有寺通）	「沿道型美観形成地区」から「両側町景観形成地区」に変更
①	用途地域	容積率	建ぺい率	高度地区	その他	景観地区																																			
現行	工業専用地域	2.0%	6.0%	2.0m 第3種 2.0m 第4種	準防火地域	歴史遺産型美観地区（一般地区）																																			
変更後	商業地域	6.0%	8.0%	3.1m 第2種	防火地域※	沿道型美観形成地区（五条通地区）																																			
歴史遺産型美観地区（一般地区）	沿道型美観地区（一般地区）																																								
河原町通、烏丸通、堀川通、今出川通、丸太町通、新小橋通（堀川通以西に限る）、南太町通（堀川通以西に限る）、九条通	川端通																																								
見直し箇所	見直し																																								
① 百重町通の東側の道路界から10m（法皇親王通～丸太町通）	「沿道型美観形成地区」から「両側町景観形成地区」に変更																																								
② 百重町通の東側の道路界から10m（西金吾～三条通）	「沿道型美観形成地区」から「両側町景観形成地区」に変更																																								
③ 新堀町通の西側の道路界から10m（西金吾～五条通）	「沿道型美観形成地区」から「両側町景観形成地区」に変更																																								
④ 新堀町通の西側の道路界から10m（竹屋町通～源徳通）	「沿道型美観形成地区」から「両側町景観形成地区」に変更																																								
⑤ 新堀町通の東側の道路界から10m（丸太町通～二条通）	「沿道型美観形成地区」から「両側町景観形成地区」に変更																																								
⑥ 西木町通の西側の道路界から10m（錦小路補付道～方有寺通）	「沿道型美観形成地区」から「両側町景観形成地区」に変更																																								

## (6) 魅力ある夜間景観づくりに向けて

京都の新たな価値を創造するため、京都ならではの魅力的な夜の景観づくりに取り組んでいます。

### ア 京都らしい魅力ある夜間景観の創出を図るための調査（平成30年度実施）

市内21箇所で夜間景観の現状調査を行い、個性ある様々な地域において現状や課題分析を実施しました。

また、この中からモデル地区として4地区（岡崎地域、円山公園、先斗町・三条大橋、木屋町通エリア）を選定し、より具体的な詳細調査や改善案の検討を行いました。

### イ 社会実験の実施（令和元年度実施）

京都市内の5か所のモデル地区（三条大橋、岡崎、西陣、円山公園、木屋町通り）で、実際の照明器具を設置した照明社会実験およびヒアリング等を実施しました。

夜間景観の魅力向上に対する効果の検証や、照明設備の設置にかかる技術的な課題等を整理しました。

図表 2-8-8 各社会実験の概要

実験箇所	特性	実験期間
三条大橋	鴨川にかかる橋	令和元年9月13日（金）～15日（日）
岡崎地域	エリアマネジメントの活動	令和元年11月16日（土）～18日（月）
西陣地域（鞍馬口通）	職と住が共存する住宅地	令和元年11月16日（土）～12月9日（月）
円山公園	公園、名勝庭園	令和元年12月6日（金）～8日（日）
木屋町通	繁華街	令和2年2月7日（金）～11日（火・祝）

#### 【三条大橋】

（通常時）



（点灯時）



鴨川の水辺における夜間景観のあり方を検討するため、南面の高欄、桁隠し、橋脚部の仮設の照明装置を設置する実験を実施した。



## ウ 京都市景観市民会議での議論（令和元年12月7日実施）

京都ならではの趣や暖かみのあるまちの灯りの魅力、闇や暗さとの対比の大切さ、地域ごとの歴史や文化を尊重することの重要性などが議論されました。また、周辺環境にそぐわないサーチライトや明るすぎる照明などの弊害についての意見も多く出され、夜の景観に関する指針などの必要性が議論されました。

図表 2-8-9 市民会議の様子



## （7）歴史的景観の保全に関する景観政策の充実

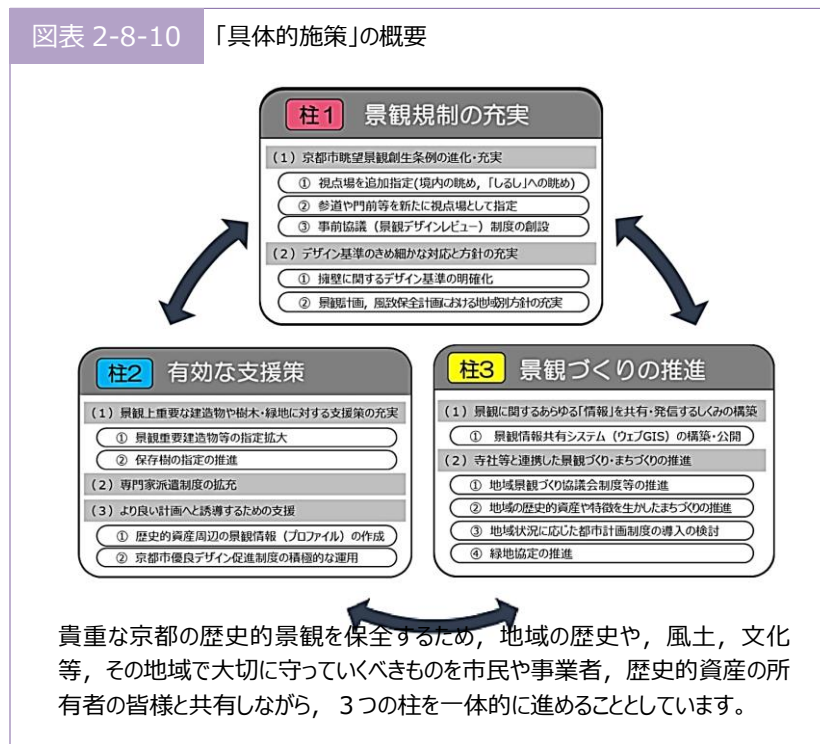
京都市内で歴史的景観を構成する寺社やその周辺において、景観に影響を与えかねない事例が複数発生しており、これに対して、良好な景観の保全を目的に、平成26年度から歴史的景観の保全に関する検証事業を実施しました。

平成29年度には、世界遺産をはじめとする寺社等とその周辺の歴史的景観を保全するた

め、「景観規制の充実」、「有効な支援策」、「景観づくりの推進」の3つを柱とする「歴史的景観の保全に関する具体的施策」を取りまとめました。

平成30年3月には、京都市眺望景観創生条例の改正や京都市景観計画の改定を行い、平成30年10月1日からは、「事前協議（景観デザインレビュー）制度」を実施するとともに、景観に関する様々な情報を効果的に発信するための「景観情報共有システム（ウェブGIS）」の運用等を開始しています。

図表 2-8-10 「具体的施策」の概要



## ア 視点場の追加指定

### (ア) 境内の眺めを10箇所追加（オレンジ色の寺社）（合計27箇所に）

上賀茂神社，下鴨神社，東寺，清水寺，醍醐寺，仁和寺，高山寺，西芳寺，天龍寺，金閣寺，銀閣寺，龍安寺，西本願寺，二条城，京都御苑，修学院離宮，桂離宮，北野天満宮，知恩院，建仁寺，東福寺，南禅寺，大徳寺，妙心寺，相国寺，東本願寺，平安神宮

#### (イ) 『「しるし」への眺め』に「八坂通からの八坂ノ塔」を追加

#### (ウ) 参道その他境内地周辺の道などを視点場に指定

上記（ア）下線の寺社等（23箇所）で、「境内地周辺の眺め」として、寺社等の周辺の道路等も視点場に指定しました。

## イ 事前協議（景観デザインレビュー）制度の導入

世界遺産をはじめとする寺社等（27箇所）とその周辺の建築計画等に対し、本市や専門家との事前協議を義務付け、対象区域内において地域の歴史、文化、町並み等を生かした良好な建築計画の誘導を図っています。

## ウ 景観に関する情報を共有・発信するしくみの構築

### (ア) 景観情報共有システム（ウェブGIS）の公開

市内に存在する景観重要建造物等の位置や特徴、都市計画規制、地域のまちづくりの情報等、景観を形成していくうえで有用な各種情報について、一元的に地図空間情報（GIS）としてインターネットで発信するシステムを運用しています。

<https://keikan-gis.city.kyoto.lg.jp/keikan/>「歴史的資産周辺の景観情報（プロフィール）」

#### (イ) プロファイルの公開

事前協議（景観デザインレビュー）制度の対象寺社等（27箇所）の周辺エリアにおいて、歴史的資産の価値や特徴、周辺の景観特性、まちの成り立ち等を「歴史的資産周辺の景観情報（プロフィール）」としてまとめ、公開しています。

地域の景観特性等を事業者等と共有することによって、事前協議（景観デザインレビュー）制度を円滑に進めます。

#### (ウ) プロファイルの充実

「歴史的資産周辺の景観情報（プロフィール）」に、地域の景観の特徴や歴史、文化等に関する地域ならではの情報を反映するため、地域と協働したワークショップやヒアリング等の取組を進めています。

## エ 専門家派遣制度の創設

寺社等の歴史的建築物等の所有者の求めに応じて、歴史的建造物等の維持保全や活用に詳しい専門家を派遣しています。

### (8) 京都市京町家の保全及び継承に関する条例（平成29年11月制定）

京町家は、京都の町並み、歴史・文化の象徴として、四季折々の自然を感じる生活文化など、暮らしの美学や生き方の哲学が凝縮されています。この貴重な財産を保全し、将来の世代に受け継いでいくため、様々な方々との協働の下に、京町家の保全及び継承を推進することを目指し、条例を制定しました。

条例では、京町家の取壊しの危機を事前に把握し、保全・継承に繋げるため、京都市内に

ある全ての京町家を対象として、解体に係る事前届出制度を導入しました。

図表 2-8-11 指定地区一覧

	地区名	指定年月日
1	先斗町京町家保全継承地区	平成30年8月31日
2	祇園縄手・新門前京町家保全継承地区	平成30年10月15日
3	祇園新橋京町家保全継承地区	平成30年10月15日
4	万寿寺通（東洞院通から寺町通まで）京町家保全継承地区	平成30年12月28日
5	紫野郷之上町、紫野上柏野町、紫野下柏野町、紫野中柏野町京町家保全継承地区	平成31年3月25日
6	膏薬辻子京町家保全継承地区	令和元年5月31日
7	姉小路界わい京町家保全継承地区	令和元年7月19日
8	祇園町南京町家保全継承地区	令和元年10月10日
9	上京北野京町家保全継承地区	令和元年11月1日
10	職住共存京町家保全継承地区	令和2年3月6日
11	西京樫原京町家保全継承地区	令和2年10月30日
12	千両ヶ辻京町家保全継承地区	令和2年10月30日

さらに、趣のある町並みや個性豊かで洗練された生活文化の保全及び継承を効果的に進めるため、個別の京町家や区域を京都市が指定し、解体に係る事前届出を、解体に着手する日の1年前までに行うことを義務付ける一方で、外部改修工事にかかる費用の一部助成が受けられるようになるなど、支援の充実を図っています。

- ・指定地区：12地区
- ・個別指定：958軒  
(令和2年12月現在)

### (9) 独自条例に基づく歴史的建築物の保存活用の推進について

京都市では、平成24年4月から、現行の建築基準法では増築等が困難な景観的、文化的に重要な歴史的建築物について、安全性を確保しながら保存・活用するため、建築基準法の適用を除外する独自の条例（京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例）の運用を開始しています。

また、平成29年4月からは、標準的な京町家の浴室・便所等の水回りの増築や簡易宿所等への用途変更等の保存活用を行いやすくするため、建築審査会の個別の審議を経ることなく同意を得て法の適用を除外するための技術的基準（建築審査会の包括同意基準）の運用を開始しました。

これまで17件（令和2年度末時点）がこの制度を活用し、歴史的建築物の保存はもとより、京都市固有の趣ある市街地景観の維持保全に寄与することができました。

図表 2-8-12 独自条例の適用事例（平成30年度）

(改修前)



(改修後)

